## 入札説明書

## 件名

- ①校内LAN及びコンピュータ等機器保守業務委託(北区)
- ②校内LAN及びコンピュータ等機器保守業務委託(東区)
- ③校内LAN及びコンピュータ等機器保守業務委託(中央区)
- ④校内LAN及びコンピュータ等機器保守業務委託 (江南区)
- ⑤校内LAN及びコンピュータ等機器保守業務委託(秋葉区)
- ⑥校内LAN及びコンピュータ等機器保守業務委託(南区)
- (7校内LAN及びコンピュータ等機器保守業務委託(西区)
- ⑧校内LAN及びコンピュータ等機器保守業務委託 (西蒲区)

令和元年5月

新潟市教育委員会学務課

この入札説明書は、政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)、新潟市契約規則(昭和59年新潟市規則第24号。以下「規則」という。)、新潟市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成19年新潟市規則第88号。以下「特例規則」という。)、本件の調達に係る入札公告(以下「入札公告」という。)のほか、本市が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

### 1. 競争入札に付する事項

- (1) 件名及び数量
  - ①校内 LAN及びコンピュータ等機器保守業務委託(北区)一式
  - ②校内LAN及びコンピュータ等機器保守業務委託(東区)一式
  - ③校内LAN及びコンピュータ等機器保守業務委託(中央区)一式
  - ④校内 LAN及びコンピュータ等機器保守業務委託 (江南区) 一式
  - (5)校内LAN及びコンピュータ等機器保守業務委託(秋葉区)一式
  - ⑥校内LAN及びコンピュータ等機器保守業務委託(南区)一式
  - ⑦校内LAN及びコンピュータ等機器保守業務委託(西区)一式
  - ⑧校内LAN及びコンピュータ等機器保守業務委託(西蒲区)一式
- (2) 履行の内容等

別紙仕様書のとおり

- (3) 履行場所
  - ①新潟市立松浜小学校 外19校
  - ②新潟市立山の下小学校 外21校
  - ③新潟市立浜浦小学校 外29校
  - ④新潟市立丸山小学校 外15校
  - ⑤新潟市立新津第一小学校 外24校
  - ⑥新潟市立新飯田小学校 外16校
  - ⑦新潟市立小針小学校 外26校
  - ⑧新潟市立岩室小学校 外19校
  - 詳細は、別紙仕様書のとおり
  - (4) 契約期間

令和元年7月1日から令和4年6月30日まで(36ヶ月間)

## (5) 入札方法

9ヶ月分の金額(月額×9ヶ月)で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載すること。なお、消費税の計算方法について

は下記のとおり。

## (消費税の計算方法)

期間	消費税率
令和元年7月1日~令和元年9月30日	8 %
令和元年10月1日~令和2年3月31日	10%

## 2. 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 本市の入札参加資格者名簿(業務委託)に搭載されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止の 措置を受けていない者であること。
- (4) 平成29年4月1日以降に、本契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約実績又は種類及び規模を超える契約実績を有すること。
- (5) 当該調達に関し、仕様書に記載の要件等を全て満たしていることを証明できる者であること。

## 3. 問い合わせ先

郵便番号951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市教育委員会学務課

電話:025-226-3165 (直通) ファクス:025-230-0500 電子メール:gakumu@city.niigata.lg.jp

## 4. スケジュール

項目	日程
公告	令和元年5月9日
競争入札参加資格審査申請	令和元年5月9日 から
(入札参加資格のない者のみ必要)	令和元年5月22日 まで
一般競争入札参加申請書受付	令和元年5月9日 から
一般就事八化多加中胡音文刊	令和元年6月4日 午後5時まで
質疑書受付	令和元年5月9日 から
貝無音文刊	令和元年5月22日 午後5時まで
質疑書への回答	令和元年 5 月 29 日 まで
一般競争入札参加資格確認結果 通知の発送	令和元年6月10日まで

入札書郵送受付	令和元年6月11日 から 令和元年6月17日 午後5時まで
入札・開札	令和元年6月18日
契約	落札決定の日から 10 日以内

## 5. 競争入札参加申請等

- (1) 様式第1号「一般競争入札参加申請書」に、様式第2号「契約実績一覧表」、 様式第3号「保守体制調書」を添えて、令和元年6月4日(火)午後5時まで に上記3の場所に持参または郵送にて提出すること。なお、持参する場合の受 付時間は、市役所開庁日の午前8時30分から午後5時までとする。
- (2) 上記(1)の各書類は、入札に参加を希望する件名ごとに作成すること。
- (3) 入札者は、提出された書類に関し説明を求められた場合は、随時それに応じなければならない。
- (4) 提出書類に基づき審査を行い,入札参加の可否を決定し,一般競争入札参加 資格確認結果通知書を令和元年6月10日(月)までに発送する。
- (5) 申請書提出後に入札参加を辞退する場合は、書面で届け出ること。

## 6. 入札保証金

新潟市契約規則第10条第2号により,入札保証金は免除する。

## 7. 入札及び開札

(1) 入札・開札日時及び場所

ア 日時 ① 令和元年6月18日(火) 午前10時30分

② 令和元年6月18日(火) 午前10時40分

③ 令和元年6月18日(火) 午前10時50分

④ 令和元年6月18日(火) 午前11時00分

⑤ 令和元年6月18日(火) 午前11時10分

⑥ 令和元年6月18日(火) 午前11時20分

⑦ 令和元年6月18日(火) 午前11時30分

⑧ 令和元年6月18日(火) 午前11時40分

イ 場所 新潟市中央区学校町通1番町602番地1 新潟市役所 本館2階 入札室

- (2) 郵送による入札書等の受領期間及び提出先
  - ア 書留郵便に限る。
  - イ 受領期間 令和元年6月11日(火)から同年6月17日(月)午後5時まで ウ 提 出 先 上記3の場所に必着すること。
- (3) 入札参加者又はその代理人は、別添の仕様書、契約書(案)及び規則を熟知の上、入札をしなければならない。仕様書について疑義がある場合は、様式第4

- 号「質疑書」を令和元年5月9日(木)から同年5月22日(水)午後5時までに上記3へ、電子メール又はファックスにより提出すること。質疑書への回答は、提出者に個別に回答するほか、契約課ホームページに掲載する。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができない。
- (5) 入札室には、入札参加者又はその代理人以外の者は入室することができない。 ただし、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人 を認めることがある。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後においては入札室に入室することができない。
- (7) 入札参加者又はその代理人は、入札室に入室しようとするときは、入札担当職員に一般競争入札参加資格確認結果通知書(写し可)並びに代理人をして入札させる場合においては、入札権限に関する委任状を提出すること。
- (8) 入札参加者又はその代理人は、入札担当職員が特にやむを得ない事情がある と認めた場合のほか、入札室を退室することはできない。
- (9) 入札参加者又はその代理人は、様式第5号「入札書」及び様式第6号「委任 状」を使用すること。
- (10) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した様式第5号「入札書」を提出しなければならない。
  - ア 入札参加者の住所,会社(商店)名,入札者氏名及び押印(外国人にあっては,署名をもって押印に代えることができる。以下同じ。)
  - イ 代理人が入札する場合は,入札参加者の住所,会社(商店)名,受任者氏名 (代理人の氏名)及び押印
  - ウ 入札金額
  - 工 履行場所
  - オ 品名及び数量
  - カ 品質・規格

詳細に記載すること。ただし、「仕様書のとおり」という記載でも構わない。

- (11) 入札書等及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札 金額は、日本国通貨による表示とすること。
- (12) 入札書等は封書に入れ、かつ、その封皮に入札の日付、品名、入札参加者の 氏名(法人にあっては、その名称又は商号)を記載し、入札公告に示した日時 に入札すること。なお、郵便(書留郵便に限る。)により入札する場合について は、二重封筒とし外封筒の表書きとして「入札書在中」と朱書きする。上記で 示した入札書等ほか、一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しを同封する こと。加入電信、電報、電話その他の方法による入札は認めない。
- (13) 入札書等及び委任状は、ペン又はボールペン(鉛筆は不可)を使用すること。
- (14) 入札参加者又はその代理人は、入札書等の記載事項を訂正する場合は、当該

訂正部分について押印しておくこと。

- (15) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書等の引換え、変更、取消しをすることができない。
- (16) 不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき,又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは,入札を中止し,又は入札期日を延期することがある。
- (17) 談合情報等により、公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは、抽選により入札者を決定するなどの場合がある。
- (18) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行う。この場合において、入 札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のな い職員を立ち会わせてこれを行う。
- (19) 開札した場合においては、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、7(1)の入札・開札日時以降に再度の入札を行う。再入札書の提出方法については、別途指示する。また、下記8の各号に該当する無効入札をした者は、再入札に加わることができない。
- (20) 再入札は1回とし、落札者のない場合は地方自治法施行令第167条の2第 1項第8号の規定により、再入札において有効な入札を行った者のうち、最低 金額を記載した入札参加者と随意契約の交渉を行うことがある。

### 8. 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者がした入札又は代理権のない者がした入札
- (2) 入札書等の記載事項中入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札
- (3) 入札者が2以上の入札(本人及びその代理人がした入札を合わせたものを含む。)をした場合におけるその者の全部の入札
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号) 等に抵触する不正の行為によった入札
- (5) 公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる入札
- (6) 再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札
- (7) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到着しなかった入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札
- (9) 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- (10) 上記(4), (5)に該当する入札は、その入札の全部を無効とすることがある。

## 9. 落札者の決定

(1) 有効な入札書等を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは,直ちに,当該入 札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において,当該入札者のう ち出席しない者又はくじを引かない者があるときは,当該入札執行事務に関係 のない職員にこれに代わってくじを引かせ,落札を決定する。
- (3) 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由(当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては、無効とされた理由)を、当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。

## 10. 低入札価格調査の実施

業務履行が困難と危惧される低価格での入札があった場合は、落札を保留し、費用、 履行体制などについて必要に応じて調査を実施する。調査の結果、履行困難と判断し たときは、その者を落札者としない場合がある。

## 11. 契約の停止等

本調達物品の契約に関し、政府調達に関する苦情処理の手続に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

### 12. 契約保証金

新潟市契約規則第33条および物品契約等に係る履行保証事務取扱い要領の2により,契約金額を1年間当たりの額に換算した金額の100分の10以上の金額とし,現金若しくは銀行が振り出し,若しくは支払い保証した小切手又は無記名の国債若しくは地方債をもって充てる。ただし,同規則第34条の各号のいずれかに該当する場合は,契約保証金を免除する。

### 13. 契約書の作成

- (1) 契約書を作成する場合においては、落札者は、交付された契約書に記名押印 し、落札決定の日から10日以内の間に当該契約を締結すること。ただし、特 別の事情があると認めるときは、契約の締結を延長することができる。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 落札者は、落札金額に対応する校種ごとの内訳書を作成し、速やかに本市に提出すること。

### 14. 支払いの条件

本調達の代金は、当市の検査に合格した後、適正な請求書に基づいて支払う。

## 15. 契約条項

別添「契約書(案)」による。

## 16. 競争入札参加資格審査申請

本調達の公告時に、新潟市の競争入札参加資格者名簿(業務委託)に登載されていない者で本調達の入札に参加を希望する者は、政府調達(WTO)契約に係る業務委託入札参加資格審査申請書を令和元年5月22日(水)までに下記へ提出すること。申請書類は新潟市財務部契約課ホームページから取得することができるほか、新潟市財務部契約課で交付する。

なお,この場合は,「政府調達 (WTO) 契約に係る業務委託入札参加資格審査申請受付票」を入手のうえ,その写しを「5.競争入札参加申請等」の提出書類に含めること。

郵便番号951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市財務部契約課物品契約係

電話:025-226-2213 (直通)

http://www.city.niigata.lg.jp/business/keiyaku/keiyaku\_top

## 17. その他

- (1)入札書の提出期限は、公告文に指定した入札書提出期限とし、提出期限以後に到着した入札書は、いかなる理由があっても無効とする。
- (2)入札書の到着確認,入札参加者数及び入札参加者名の問い合わせには一切応じない。

## 一般競争入札参加申請書

令和元年 月 日

(宛先) 新潟市長

(申請者) 所 在 地称号又は名称代表者氏名

印

下記の案件に係る一般競争入札に参加したいので,入札説明書に記載された入札に参加する者に必要な資格を満たすための提出書類を添えて申請します。

記

項	目	摘	要
入札公告	告年月日	令和元年 月 日	
公 告	番号	新潟市契約公告第	号
件	名	校内LAN及びコンピュ ( 区)	ータ等機器保守業務委託
競争入札参	<b>参加資格者</b>	□済  □申請中	
名簿へ	の登録	業者コード:	
   添 付	書類	・契約実績一覧表(様式第	2号)
柳木 17	育 規	·保守体制調書(様式第3	号)
	担当者		
<b>油</b> 级	電話		
連絡先	F A X		
	e-mail		

- ※添付書類も含め、入札に参加を希望する件名ごとに作成すること。
- ※「競争入札参加資格者名簿への登録」が「申請中」の場合は、「政府調達 (WTO) に 係る業務委託入札参加資格審査申請受付票」の写しを添付すること。

## 契約実績一覧

令和元年 月 日

(宛先) 新潟市長

(申請者) 所 在 地 称号又は名称 代表者氏名

印

## 件名: 校内LAN及びコンピュータ等機器保守業務委託 ( 区)

N	+n./L <del>/L</del>	†11.44 <i>f</i> 2	契約額	契約期間
No.	契約先	契約名	契約日	保守対象端末台数
例	00市	LAN及びコンピュータ 保守一式	000, 000, 000円	平成29年10月1日から 令和2年9月30日まで
			平成29年9月1日	1,234台
1				
2				
3				

※平成29年4月1日以降に契約したものか、同時点で契約期間中のものに限る。

## 保守体制調書

令和元年 月 日

(宛先) 新潟市長

(申請者) 所 在 地称号又は名称代表者氏名

印

## 件名: 校内LAN及びコンピュータ等機器保守業務委託(区)

・本委託業務に対する保守体制について

項目		体制	備考
技術スタッフ数		人	スタッフ数を記入
常時対応可能な技術	デスタッフ数	人	スタッフ数を記入
現場への技術員派遣	<b>登時間</b>	時間以内	平均的な時間
緊急時の技術員派遣	<b>貴体制</b>		有無を記入
緊急時の現場への技術員派遣時間		分以内	対応可能時間
	(以下, 技術支持	<b>爰業者がある場合のみ記載</b>	(†)
技術支援業者名称		法人名を記入	
住所		所在地を記入	
当社との関係			直営・協力

・本委託業務に従事するスタッフの取得資格について

資格等の名称	取得者人数
	人
	人
	人
	人
	人
	人

※「取得資格」とは、ハードウェア及びソフトウェアメーカー認定資格や経済産業省 情報処理技術者資格等をいう。

啠	经	書
	<del></del>	

	令和元年	月	日
住 所 商号又は名 <sup>2</sup> 代表者氏名	称		
(担当者) (電話番号			)
(ファックス番	号		)

件名:

質	疑	事	項

- 注1 この質疑書は、仕様書等に対して質問がある場合(入札に必要な事項に限る) にのみ提出してください。
- 注2 提出期間を過ぎた場合は受理しません。

# 入札(見積)書

令和元年 月 日

(宛先) 新潟市長

住 所

氏 名

印

受 任 者

印

新潟市契約規則及びこれに基づく入札(見積)条件を承認のうえ 入札(見積)いたします。

金			額	百 千 円	
履	行	場	所		
品			名	品質・規格数量単価金額	

(注)入札(見積)額は、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

## [記載例]

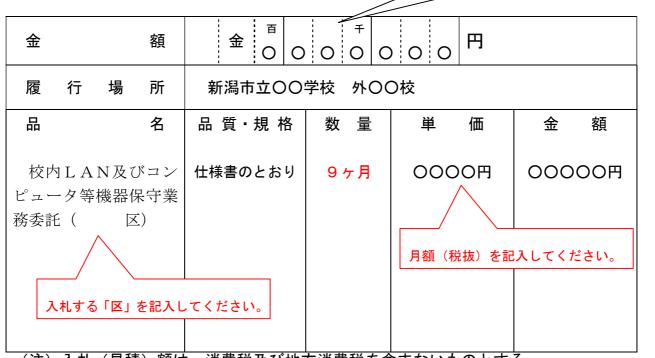
# 入札(見積)書

社判と代表者印のそれぞれを押印します。印影は新潟市競争 入札参加資格登録での届出使用印としてください。 令和元年〇〇月〇〇日 (宛先) 新潟市長 所 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町 住 ○丁目○○番○○号 氏 名 △△株式会社 (ET) 委任を受けて入札する場合には, 受任者名を記入し、押印してください。 、受 任 者 (ED) 00 00 (委任を受けた場合、社判と代表印の押 印は不要です)

新潟市契約規則及びこれに基づく入札(見積)条件を承認のうえ

入札(見積)いたします。

総額(税抜)の金額を記入してください。 下記の「金額」と同額。



(注)入札(見積)額は、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

# 委 任 状

令和元年 月 日

(宛先) 新潟市長

私は次の者をもって、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委任者 住所

氏 名 即

受 任 者 氏 名 印

記

件 名

## 委 任 状

令和元年○○月○○日

(宛先) 新潟市長

社判と代表者印のそれぞれを押印します。 印影は新潟市競争入札参加資格登録での 届出使用印としてください。

印

印

私は次の者をもって、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委任者 住所 〇〇県〇〇市〇〇区〇 〇丁目〇〇番〇〇

氏 名 △△株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

受任者 氏名○○○○

記

件 名 校内LAN及びコンピュータ等機器保守業務委託 (区)

# 仕 様 書

## 件名

- ①校内LAN及びコンピュータ等機器保守業務委託 (北区)
- ②校内LAN及びコンピュータ等機器保守業務委託 (東区)
- ③校内LAN及びコンピュータ等機器保守業務委託(中央区)
- ④校内LAN及びコンピュータ等機器保守業務委託(江南区)
- ⑤校内LAN及びコンピュータ等機器保守業務委託 (秋葉区)
- ⑥校内LAN及びコンピュータ等機器保守業務委託 (南区)
- ⑦校内LAN及びコンピュータ等機器保守業務委託 (西区)
- ⑧校内LAN及びコンピュータ等機器保守業務委託 (西蒲区)

令和元年5月

新潟市教育委員会学務課

### 仕様書

この仕様書は、各件名に共通する事項を記載していますが、保守対象一覧 $\boxed{別紙1-1\sim8}$ については、該当する件名に対応しています。

#### 1 業務委託の名称

「校内 LAN 及びコンピュータ等機器保守業務委託 (〇〇区)」 ※〇〇には、該当区の区名が入る

#### 2 目的

本業務は、新潟市立学校・幼稚園(以下「学校」という。)におけるコンピュータ教室等設置の教育用コンピュータ及び教育用サーバ、特別教室等設置の校内 LAN 用コンピュータ、教務室等設置の教職員用コンピュータ及び財務会計システム用コンピュータ(以下「財務用コンピュータ」という。)、生徒情報管理システム用機器と、それらのネットワーク機器等の保守、運用支援を行い、教育システム等の円滑な利用を推進することを目的とする。

### 3 委託期間

令和元年7月1日から令和4年6月30日まで(36か月)

#### 4 業務の内容

(1) 障害対応業務

#### ア全般

- ① 障害に関する問い合わせがあった場合は、復旧を試みる職員への支援を行うこと。
- ② 現場での対応が必要な場合は、速やかに技術員を派遣し障害の原因を切り分け、正常動作まで復旧作業を行うこと。
- ③ 復旧後の助言,指導を行うこと。
- ④ 交換機器・部品代、メーカー出張費、メーカー修理費は本業務に含まないものとする。
- ⑤ 保証期間やリース契約会社が加入する動産保険の適用など確認し、修理費を抑えるよう配慮すること。

## イ ハードウェア

- ① 機器のメーカーによらず故障箇所,原因の特定をすること。
- ② 故障機器の修理を行うこと。修理は、受託者が行うことを原則とするが、メーカーでしか修理できない故障の場合は、学校に状況を説明し了承を得たうえで、学校より故障機器を引取り、速やかにメーカーへ修理を依頼すること。修理後、メーカーから引渡しを受けた場合は遅延なく学校に設置すること。
- ③ サーバ,カラーコピーシステム及び教務室設置のレーザプリンタの修理は,現場にて行うことを原則とする。
- ④ ハードディスクの交換等を行う場合は、学校の指定する読取可能なデータを退避 すること。
- ⑤ コンピュータ等の復旧後は、各種設定と退避したデータの復元を行うこと。
- ⑥ 教職員用コンピュータ等において速やかな復旧が見込まれない場合,教育委員会

- の指示に応じ、代替機を設置、設定すること。なお、代替機は教育委員会で用意するが、故障機と同一の機種とは限らない。
- ① 財務会計システム用コンピュータ,生徒情報管理システム用機器については,故障個所,原因の特定後速やかに教育委員会に報告し,修理方法等について教育委員会の指示を受けること。

## ウ ソフトウェア

- ① 公的に整備したソフトウェアについて障害箇所,原因の特定をすること。
- ② 再インストール,再設定などの復旧作業を行うこと。その際,学校が指定するデータを退避するとともに,特に重要なデータについては,学校自身で退避するよう指示すること。復旧後は退避したデータの復元を行うこと。
- ③ インターネット,電子メールの障害に対応し,復旧作業を行うこと。

#### エ ネットワーク

- ① 障害箇所,原因の特定をすること。なお,障害箇所,原因の特定に必要な機器については受託者が用意すること。
- ② ネットワーク機器の再設定,交換などの復旧作業を行うこと。

#### (2) 運用支援業務

#### ア全般

- ① 当該業務の実施にあたり、学校運用における利便性確保に最大限の配慮をすること。
- ② 業務上必要なハードウェア, ソフトウェア, コンピュータウイルス対策, セキュリティ対策, ネットワークについての問い合わせに対応し, 指導助言を行うこと。 教育委員会の求めに応じ, 教職員用マニュアル等の資料を作成し配布すること。
- ③ 現場での対応が必要な場合は、技術員を派遣すること。
- ④ 受託者は、教育委員会及び学校の求めに応じて、ハードウェア、ソフトウェア、 セキュリティなど技術動向等の業務の参考となる情報を調査し、提供すること。
- ⑤ 保守対象校において機器の入れ替え、新規導入、移設等を行う場合で、機器設置作業を行う業者より学校におけるコンピュータ及びネットワークの設定や環境等について技術的な質問があった際には、教育委員会の求めに応じて、質問に回答するなど学校業務が支障なく円滑に行えるよう支援すること。

#### イ ソフトウェア

- ① 公的に整備したソフトウェアに関する使用方法,設定方法等についての問い合わせに対応すること。
- ② オペレーティングシステム及びその他公的に整備したソフトウェアに関して重要なアップデート案件が発生した場合は、教育委員会に情報を提供すること。また、教育委員会がアップデートの必要があると判断した場合、教育委員会の指示のもと、マニュアル等を作成し学校にアップデートの方法を指導、支援すること。
- ③ 教育用ソフトウェアで毎年度,教科書の改版などに対応し無償提供される改版プログラム,データ等について教育用サーバの更新作業を行うこと。

なお具体的な対象ソフトウェアは,

「ラインズ e ライブラリアドバンス」

であるが、今後採用するソフトウェアの見直し等により変更となる場合がある。

④ インターネット,電子メール,ウェブサイトの使用方法,設定方法についての問

い合わせに対応すること。

- ウ ハードウェア
  - ① 公的に整備したハードウェアに関する使用方法,設定方法等についての問い合わせに対応すること。

#### エ ネットワーク

- ① ネットワークに関する問い合わせに対応すること。
- ② コンピュータ教室及び教務室内の機器の配置,ネットワーク配線及び IP アドレス 等ネットワークに関する設定情報を確認すること。

毎年11月1日時点の「コンピュータ教室及び教務室の機器配置・ネットワーク配線図」及び「校内LAN接続機器IPアドレス等設定情報一覧」を毎年12月28日までに電子データで提出すること。(財務用コンピュータ、生徒情報管理システム用機器は記載不要)

- (3) コンピュータウイルス及びセキュリティ対策業務(財務用コンピュータを除く)
  - ア コンピュータウイルス対策業務
    - ① コンピュータウイルス対策ソフトが正常に稼動するよう支援すること。正常稼動 していない場合、復旧作業を行うこと。
    - ② 学校に導入されているコンピュータウイルス対策ソフトについて重要なアップデート案件が発生した場合は、教育委員会に情報を提供すること。また、教育委員会がアップデートの必要があると判断した場合、教育委員会の指示のもと、マニュアル等を作成し学校にアップデートの方法を指導、支援すること。
    - ③ コンピュータウイルスについての問い合わせに対し、助言等の支援を行うこと。
    - ④ 学校からウイルス検知の連絡があった場合,直ちに感染拡大防止,駆除,復旧等の方法について助言,指導するとともに,検知端末の感染,駆除状況を現場にて確認し,今後の対応策について協議をすること。なお,ウイルス感染によるコンピュータのリカバリやレジストリ修復などの手動駆除作業及び大規模な復旧作業は,本契約の対象外とする。
  - イ 情報セキュリティ対策業務
    - ① 教育委員会及び学校の求めに応じて、情報セキュリティ対策についての助言、技術動向等業務の参考となる情報を提供すること。
- (4) 教職員用コンピュータの移設業務

#### ア全般

教職員の人事異動に伴い,教職員用コンピュータを移設元の学校から移設先の学校 に搬入し,設置・設定を行う。

## イ 移設する機器

- ① 教育委員会が指定する教職員用コンピュータ (ノート型)
- ② 教職員用コンピュータに付随するマウス, AC アダプター, 電源コード, LAN ケーブル, セキュリティワイヤー, スロットパーツ, 南京錠, 南京錠付属のカギ
- ③ 移設先が保守対象校の機器
- ④ 移設元が保守対象校で移設先が教育委員会の機器
- ウ 移設業務内容
  - ① 移設元の学校から移設対象機器の撤去

- ② 移設先の学校へ移設対象機器の設置及び設定
- ③ オペレーティングシステムMicrosoft Windows とすること。バージョンは移設対象機器により異なる。
- ④ コンピュータのリカバリ作業
  - ア Windows ディスク又はバックアップディスクを利用し、学校ごとの機器環境に合わせてセットアップを行うこと。
  - イ Windows ディスクは受託者で準備すること。
  - ウ バックアップディスクは、教育委員会で準備する。
  - エ パーティションは1ドライブにすること。
- ⑤ コンピュータの設定作業 (ユーザー情報, ワークグループ名等)
- ⑥ ソフトウェアのインストール作業ア 教育委員会の指定するソフトウェアをインストールすること。イ ライセンスは、教育委員会で用意する。
- ⑦ オペレーティングシステム等のアップデート作業
- ⑧ デスクトップへのショートカット作成
- ⑨ ネットワーク設定作業
- ⑩ ウイルス対策ソフトセットアップ作業
- ① インターネット閲覧設定作業
- ⑫ 共有フォルダ閲覧設定作業
- ③ プリンタ設定作業
- ⑭ クライアント運用管理ソフトウェア (SKYSEA) の設定作業 (移設元,移設先)
- 15 正常動作確認
- ⑥ 「移設報告書」の作成
- 工 対象校等

移設する学校,台数,移設期限及び詳細な設定内容については,その都度指示を行う。 なお,平成29年度から平成30年度の移設実績は別紙2「教職員用コンピュータ移設 実績表」のとおり。

## 5 業務の対象

(1) 対象の学校

別紙 1-1~8「保守対象校一覧」のとおり。

なお、学校の新設、統廃合等により保守の対象校に変更が生じた場合は、両者協議の 上、変更契約を締結することができるものとする。

(2) 対象機器等

ア ハードウェア

公費で整備したサーバ、コンピュータ(タブレット含む)、プリンタやNAS等の周辺機器、ネットワーク機器、プロジェクタ、電子黒板、デジタルカメラ、デジタルビデオカメラ、書画カメラ等授業で使用する機器で、様々なメーカー及び機種を保守対象とする。なお、機器の入替え等によりメーカーや機種は変更になるものとする。また、公務で使用するためのプリンタやNAS等の周辺機器を学校が追加で設置した場合も保守対象とする。ただし、追加導入に係る設定作業は本契約の対象外とする。

保守対象のコンピュータ、サーバの令和元年7月1日時点の予定台数は別紙1-1~8の

とおりであるが、教職員の人事異動や機器更新により若干の台数の変動が随時あるものとする。ただし、コンピュータの追加整備あるいは整備の縮小等により台数に大幅な変動が生じた場合は、両者協議の上、変更契約を締結することができるものとする。

#### イ ソフトウェア

公費で整備したオペレーティングシステム,アプリケーションソフト,プリンタドライバ,ウイルス対策ソフト等を保守対象とする。主なソフトウェアは下記のとおりであるが、追加等変更があるものとする。

- ① 基本ソフトウェア
  - ・オペレーティングシステム マイクロソフト Windows 7, Windows 8.1, Windows10 マイクロソフト Windows Serverの各バージョン
  - オペレーティングソフトに付属するソフトウェア インターネットエクスプローラ、メールソフト等
  - ② アプリケーションソフトウェア
    - ・ワープロ、表計算、プレゼンテーション、画像編集等のソフトウェアマイクロソフト Officeの各バージョンジャストシステム 一太郎の各バージョンジャストシステム JUST Officeの各バージョンジャストシステム ホームページビルダーの各バージョン市川ソフトラボラトリー デイジーピクチャーアーティストの各バージョン市川ソフトラボラトリー デイジーピクチャーキッズの各バージョン市川ソフトラボラトリー デイジーピックスの各バージョンアドビシステム Acrobatの各バージョンコーレル Video Studioの各バージョン
    - 教育用ソフトウェア

ジャストシステム ジャストスマイルの各バージョン ジャストシステム ジャストスマイルクラスの各バージョン ジャストシステム ジャストジャンプの各バージョン ポプラ社 ポプラディアネットの各バージョン ラインズ e ライブラリアドバンスの各バージョン JR 四国 コラボノートの各バージョン スカイ SKYMENU の各バージョン

- ・情報セキュリティソフトウェア スカイ SKYSEA の各バージョン
- ・ウイルス対策ソフトウェア トレンドマイクロ TRSL Client/Server Suite Premium
- ・図書管理ソフトウェア 岡山情報処理センター 探調 TOOL の各バージョン
- ③周辺機器に付属するソフトウェア
  - 各種メーカーのプリンタドライバ
  - 各種メーカーの電子黒板、書画カメラ等に付属するソフトウェア
- (3) 除外事項

次の事項については、本業務の範囲に含まれないものとする。ただし、本仕様書の業務 内容に記載されたものは除く。

- ① 修理に必要な部品料。
- ② メーカー対応修理にかかる作業料、出張費及び輸送費。
- ③ 有償アップデート費用。
- ④ 機器の消耗品の供給。
- ⑤ 機器等の設置,移設,撤去に関する作業。
- ⑥ 本市, 学校の要求による装置の改造。
- ⑦ 定期的な機器等の日常清掃, 点検。
- ⑧ ディスク等の破損によって生じたデータの復旧作業。
- ⑨ 予期されない天変地変による故障の修復。

#### 6 運用保守体制

#### (1) 作業体制

「運用保守及び連絡体制図」及び「作業従事者名簿」を、契約後すみやかに新潟市教育委員会に提出すること。作業体制、作業従事者に変更があった場合はその都度速やかに書面にて提出すること。

また,契約開始後速やかに各校を訪問し,サポート窓口等の周知を行うこと。

#### (2) 受付方法

電話, FAX, 電子メールによる受付・サポート窓口を設け, 対象校全ての受付業務を同一窓口で行うこと。受付の電話回線は, 電話番号固定で 2 回線以上開設すること(1 回線については固定電話とする)。

また、電子メール、FAXによる受信は24時間可能とすること。

#### (3) 受付時間

受付時間は土曜日,日曜日,国民の祝日に関する法律に規定する休日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日の期間を除く日の 8 時 30 分から 17 時 30 分までとする。

### (4) 技術員派遣体制

受付後,必要に応じ速やかに技術員を派遣できる体制をとること。重大な障害が発生し緊急対応が必要な場合は,受付から120分以内に現場へ技術員を派遣できる体制をとること。

## (5) 技術員等の要件及び服務規律

- ① サーバ,コンピュータ,プリンタ等周辺機器,ネットワーク,ソフトウェア等について全般にわたる支援が行えること。
- ② 学校で作業をする際は、名札等を見やすい箇所に着用すること。
- ③ 業務上知り得た内容を第三者に開示し、漏洩し又はその他の目的に使用してはならない。本業務契約が終了又は解約された後においても同様とする。

## 7 成果物等

## (1) 成果物名及び納期

名称	納期	その他
保守業務実施報告書	毎月5日までに前月分を納入。	紙媒体及び電子データ
	(土日祝日の場合は翌営業日)	で納入すること。

コンピュータ教室及び教務室の	毎年11月1日時点の内容を12	電子データで納入する
機器配置・ネットワーク配線図	月 28 日までに納入。	こと。
校内 LAN 接続機器 IP アドレス等	毎年11月1日時点の内容を12	電子データで納入する
設定情報一覧	月 28 日までに納入。	こと。

## (2) 納入場所等

新潟市教育委員会学務課 成果物の様式等は教育委員会が指定する。

(3) 検査方法

成果物の納入後に、本市においてその都度作業結果を確認する。

## 8 その他

- (1)契約書及び本仕様書に記載のない事項については,本市及び受託者で協議の上で決定する。
- (2) 契約終了後,この契約に関しての業務評価を行う。
- (3)平成29年度及び平成30年度の保守業務実績件数(保守業務実施報告書に記載された件数) は 別紙3 「保守業務実績件数」のとおり。

## 別紙1-1

## 保守対象校一覧(北区)

平成31年4月1日時点

学番	学校名	所在地	教育用コンピュータ	教育用PC サーバ	校内LAN 用 サーバ	校内LAN 用 コンピュータ	教職員用コンピュータ	財務会計 システム用 コンピュータ	台数計
小学村	小学校								
101	松浜小学校	新潟市北区松浜3丁目19番地1	53	1		9	29	1	93
102	南浜小学校	新潟市北区島見町2078番地	37	1		9	13	1	61
103	太夫浜小学校	新潟市北区太夫浜2045番地2	52	1		9	16	1	79
104	濁川小学校	新潟市北区濁川284番地	52	1		9	24	1	87
105	葛塚小学校	新潟市北区川西3丁目9番24号	53	1		9	35	1	99
106	葛塚東小学校	新潟市北区朝日町4丁目1番2号	63	1		15	42	1	122
108	木崎小学校	新潟市北区木崎2973番地	52	1		9	21	1	84
109	笹山小学校	新潟市北区笹山1457番地	32	1		9	10	1	53
110	早通南小学校	新潟市北区須戸1丁目1番地1	53	1		9	36	1	100
111	岡方第一小学校	新潟市北区長戸呂985番地	37	1		9	13	1	61
112	岡方第二小学校	新潟市北区森下1223番地	37	1		9	12	1	60
113	豊栄南小学校	新潟市北区長場2621番地	32	1		9	12	1	55
			553				263	計	954

学番	学校名	所在地	教育用コンピュータ	教育用PC サーバ	校内LAN 用 サーバ	校内LAN 用 コンピュータ	教職員用コンピュータ	財務会計 システム用 コンピュータ	台数計
中学校	交								
101	松浜中学校	新潟市北区松浜5丁目12番地2	52	1		6	26	1	86
102	南浜中学校	新潟市北区島見町3965番地	52	1		6	14	1	74
103	濁川中学校	新潟市北区新崎5437番地	55	1		6	17	1	80
104	葛塚中学校	新潟市北区太田乙433番地	52	1		6	27	1	87
105	木崎中学校	新潟市北区木崎3291番地1	52	1		6	18	1	78
106	岡方中学校	新潟市北区太子堂104番地	52	1		6	12	1	72
107	早通中学校	新潟市北区早通396番地	52	1		6	24	1	84
108	光晴中学校	新潟市北区上土地亀4981番地	52	1		6	28	1	88
			419				166	計	649

	校数	台数
小学校	12校	954台
中学校	8校	649台
合計	20校	1,603台

## 保守対象校一覧 (東区)

平成31年4月1日時点

								1 /0/401 1	-171 I D 101 VV
学番	学校名	所在地	教育用コンピュータ	教育用PC サーバ	校内LAN用 サーバ	校内LAN用	教職員用コンピュータ	財務会計 システム用 コンピュータ	台数計
小学校	小学校								
201	山の下小学校	新潟市東区山の下町8番55号	52	1		9	15	1	78
202	大形小学校	新潟市東区大形本町2丁目6番1号	93	1		9	46	1	150
203	中野山小学校	新潟市東区中野山1丁目1番1号	53	1		9	24	1	88
204	木戸小学校	新潟市東区中山4丁目1番1号	52	1		9	26	1	89
205	東山の下小学校	新潟市東区藤見町1丁目23番57号	93	1		9	49	1	153
206	桃山小学校	新潟市東区桃山町2丁目204番地	53	1		9	32	1	96
207	下山小学校	新潟市東区太平2丁目18番地	53	1		9	36	1	100
208	牡丹山小学校	新潟市東区牡丹山6丁目15番1号	93	1		9	37	1	141
209	東中野山小学校	新潟市東区猿ケ馬場9番地	53	1		9	29	1	93
210	竹尾小学校	新潟市東区竹尾2丁目18番1号	52	1		9	21	1	84
211	南中野山小学校	新潟市東区中野山863番地1	52	1		9	22	1	85
212	江南小学校	新潟市東区江南5丁目1番地1	52	1		9	23	1	86
	•		751		-		360	計	1, 243

学番	学校名	所在地	教育用コンピュータ	教育用PC サーバ	校内LAN用 サーバ	校内LAN用 コンピュータ	教職員用コンピュータ	財務会計 システム用 コンピュータ	台数計
中学核	中学校								
201	東新鴻中学校	新潟市東区山木戸1丁目2番1号	55	1		6	35	1	98
202	山の下中学校	新潟市東区秋葉通2丁目3722番地の7	55	1		6	30	1	93
203	大形中学校	新潟市東区海老ケ瀬122番地1	52	1		6	31	1	91
204	石山中学校	新潟市東区東明6丁目2番地	52	1		6	27	1	87
205	藤見中学校	新潟市東区小金町3丁目5番1号	55	1		6	30	1	93
206	木戸中学校	新潟市東区上木戸5丁目1番1号	55	1		6	33	1	96
207	東石山中学校	新潟市東区若葉町2丁目16番1号	56	1		6	34	1	98
208	下山中学校	新潟市東区下山1丁目120番地	52	1		6	26	1	86
			432				246	計	742

学番	学校名	所在地	教育用コンピュータ	教育用PC サーバ	校内LAN用 サーバ	校内LAN用コンピュータ	教職員用コンピュータ	財務会計 システム用 コンピュータ	台数計
特別支	<b>泛援学校</b>								
201	東特別支援学校	新潟市東区海老ケ瀬31番地	10			6	80	1	97
								計	07

学番	学校名	所在地	教育用コンピュータ	教育用PC サーバ	校内LAN用 サーバ	校内LAN用 コンピュータ	教職員用コンピュータ	財務会計 システム用 コンピュータ	台数計
幼稚園	1								
201	牡丹山幼稚園	新潟市東区牡丹山6丁目15番2号	1				7		8
								計	8

	校数	台数
小学校	12校	1,243台
中学校	8校	742台
特別支援	1校	97台
幼稚園	1校	8台
合計	22校	2,090台

## 保保守対象校一覧 (中央区)

平成31年4月1日時点

									T) 1 T H 0 11/1
学番	学校名	所在地	教育用コンピュータ	教育用PC サーバ	校内LAN用 サーバ	校内LAN用 コンピュータ	教職員用コンピュータ	財務会計 システム用 コンピ・ュータ	台数計
小学村	<u> </u>								
301	浜浦小学校	新潟市中央区浜浦町1丁目1番地	52	1		9	23	1	86
302	関屋小学校	新潟市中央区関屋下川原町2丁目664番地	47	1		9	14	1	72
303	鏡淵小学校	新潟市中央区白山浦1丁目207番地の3	52	1		9	25	1	88
*	ひまわり学級	新潟市中央区川岸町2丁目15番地3 (新潟県立がんセンター新潟病院内)	3						3
304	白山小学校	新潟市中央区川端町1丁目1番地	52	1		9	19	1	82
*	あさひ学級	新潟市中央区旭町通1番町754番地 (新潟大学医歯学総合病院内)	3						3
305	新潟小学校	新潟市中央区東大畑通1番町679番地	53	1		9	30	1	94
306	日和山小学校	新潟市中央区稲荷町3511番地	52	1		9	23	1	86
310	万代長嶺小学校	新潟市中央区東万代町4番1号	52	1		9	24	1	87
311	<b>沼垂小学校</b>	新潟市中央区鏡が岡5番5号	52	1		31	23	1	108
312	山隝小学校	新潟市中央区弁天橋通3丁目3番1号	52	1		9	21	1	84
313	上所小学校	新潟市中央区近江3丁目2番1号	53	1		36	39	1	130
314	鳥屋野小学校	新潟市中央区美咲町2丁目4番7号	93	1	1	9	51	1	156
315	笹口小学校	新潟市中央区笹口2番47号	52	1		9	18	1	81
316	女池小学校	新潟市中央区女池6丁目4番1号	53	1		9	40	1	104
317	有明台小学校	新潟市中央区有明台4番1号	52	1		9	18	1	81
318	南万代小学校	新潟市中央区幸西4丁目1番1号	52	1		9	19	1	82
319	上山小学校	新潟市中央区女池上山1丁目1番28号	53	1		9	43	1	107
320	桜が丘小学校	新潟市中央区姥ケ山6丁目1番21号	53	1		9	28	1	92
321	紫竹山小学校	新潟市中央区紫竹山1丁目12番1号	53	1		9	27	1	91
	教育委員会学務課	新潟市中央区白山浦1丁目425番地9						1	1
			984		•	•	485	計	1,718

学番	学校名	所在地	教育用コンピュータ	教育用PC サーバ	校内LAN用 サーバ	校内LAN用 コンピュータ	教職員用コンピュータ	財務会計 システム用 コンピュータ	台数計
中学校	· 交								
301	関屋中学校	新潟市中央区浜浦町2丁目1番地	52	1		6	29	1	89
302	鳥屋野中学校	新潟市中央区女池4丁目31番1号	93	1		6	53	1	154
303	白新中学校	新潟市中央区川岸町2丁目4番地	52	1		10	29	1	93
*	ひまわり学級	新潟市中央区川岸町2丁目15番地3 (新潟県立がんセンター新潟病院内)	3						3
304	寄居中学校	新潟市中央区営所通2番町592番地の12	55	1		6	23	1	86
305	新潟柳都中学校	新潟市中央区栄町3丁目4213番地	55	1		6	22	1	85
*	あさひ学級	新潟市中央区旭町通1番町754番地 (新潟大学医歯学総合病院内)	3						3
307	宮浦中学校	新潟市中央区万代5丁目6番1号	55	1		6	30	1	93
308	上山中学校	新潟市中央区女池上山5丁目1番13号	56	1		6	44	1	108
309	山隝中学校	新潟市中央区山二ツ1番地1	55	1		6	27	1	90
		·	479				257	計	804

学番	学校名	所在地	教育用コンピュータ	教育用PC サーバ	校内LAN用 サーバ	校内LAN用 コンピュータ	教職員用コンピュータ	財務会計 システム用 コンピュータ	台数計
中等着	教育学校								
301	高志中等教育学校	新潟市中央区高志1丁目15番1号	101	2		9	53		165
								計	165

学番	学校名	所在地	教育用コンピュータ	教育用PC サーバ	校内LAN用 サーバ	校内LAN用 コンピュータ	教職員用コンピュータ	財務会計 システム用 コンピュータ	台数計
高等等	学校								
301	万代高等学校	新潟市中央区沼垂東6丁目8番1号	204	4	1	3	61		273
302	明鏡髙等学校	新潟市中央区沼垂東6丁目11番1号	83	1	0	3	50		137
287							計	410	

学番	学校名	所在地	教育用コンピュータ	教育用PC サーバ	校内LAN用 サーバ	校内LAN用コンピュータ	教職員用コンピュータ	財務会計 システム用 コンピュータ	台数計
幼稚園									
301	沼垂幼稚園	新潟市中央区鏡が岡5番5号	1				9		10
								計	10

注1 学番「\*」は、前段の学校に所属する院内学級 注2 院内学級、教育委員会は校数に含めていない。

	校数	台数
小学校	18校	1, 718台
中学校	8校	804台
中等教育	1校	165台
高等学校	2校	410台
幼稚園	1校	10台
合計	30校	3, 107台

## 保守対象校一覧 (江南区)

平成31年4月1日時点

									T)1 T H 1.0 W//
学番	学校名	所在地	教育用コンピュータ	教育用PC サーバ	校内LAN用 サーバ	校内LAN用 コンピュータ	教職員用コンピュータ	財務会計 システム用 コンピュータ	台数計
小学村	· 交								
401	丸山小学校	新潟市江南区丸山300番地	52	1		9	15	1	78
402	大瀰小学校	新潟市江南区大淵1760番地の1	47	1		9	12	1	70
403	曽野木小学校	新潟市江南区天野2丁目7番1号	52	1		9	22	1	85
404	<b>両川小学校</b>	新潟市江南区酒屋町687番地1	42	1		9	13	1	66
406	東曽野木小学校	新潟市江南区鐘木214番地1	52	1		9	17	1	80
*	のぞみ学級	新潟市中央区鐘木463番地7(新潟市民病院内)	3						3
407	横越小学校	新潟市江南区横越中央6丁目3番1号	53	1		9	31	1	95
408	亀田小学校	新潟市江南区亀田新明町1丁目1番46号	53	1		9	29	1	93
409	早通小学校	新潟市江南区早通5丁目7番2号	52	1		9	13	1	76
410	亀田東小学校	新潟市江南区亀田水道町3丁目2番45号	53	1		9	44	1	108
411	亀田西小学校	新潟市江南区亀田四ツ興野4丁目1番1号	53	1		9	39	1	103
	•		512	,	,	,	235	計	857

学番	学校名	所在地	教育用コンピュータ	教育用PC サーバ	校内LAN用 サーバ	校内LAN用 コンピュータ	教職員用コンピュータ	財務会計 システム用 コンピ・コータ	台数計
中学校	交								
401	大江山中学校	新潟市江南区西山491番地	52	1		6	16	1	76
402	曾野木中学校	新潟市江南区曽川甲387番地1	55	1		6	23	1	86
403	両川中学校	新潟市江南区酒屋町702番地1	45	1		6	10	1	63
404	横越中学校	新潟市江南区横越中央3丁目4番1号	52	1		6	22	1	82
405	亀田中学校	新潟市江南区城山1丁目3番5号	53	1	1	6	42	1	104
406	亀田西中学校	新潟市江南区早苗3丁目1番8号	52	1		6	27	1	87
	-		309				140	計	498

注1 学番「\*」は、前段の学校に所属する院内学級 注2 院内学級は校数に含めていない。

	校数	台数
小学校	10校	857台
中学校	6校	498台
合計	16校	1, 355台

## 保守対象校一覧 (秋葉区)

平成31年4月1日時点

									1)11 11 11 11 11 11 11
学番	学校名	所在地	教育用コンピュータ	教育用PC サーバ	校内LAN用 サーバ	校内LAN用コンピュータ	教職員用コンピュータ	財務会計 システム用 コンピュータ	台数計
小学校	交								
501	新津第一小学校	新潟市秋葉区新津本町4丁目4番3号	52	1		9	27	1	90
502	新津第二小学校	新潟市秋葉区新町2丁目3番3号	52	1		9	23	1	86
503	新津第三小学校	新潟市秋葉区山谷町3丁目4785番地	53	1		9	40	1	104
505	結小学校	新潟市秋葉区結132番地	93	1		9	37	1	141
506	荻川小学校	新潟市秋葉車場922番地1	53	1		9	28	1	92
507	小合東小学校	新潟市秋葉区小戸上組234番地	32	1		9	13	1	56
508	小合小学校	新潟市秋葉区出戸180番地	37	1		9	12	1	60
509	金津小学校	新潟市秋葉区古津88番地	52	1		9	17	1	80
510	阿賀小学校	新潟市秋葉区新津東町2丁目1325番地	52	1		9	19	1	82
511	新関小学校	新潟市秋葉区下新766番地	32	1		9	12	1	55
512	小須戸小学校	新潟市秋葉区横川浜541番地1	52	1		9	18	1	81
513	矢代田小学校	新潟市秋葉区矢代田5596番地	52	1		9	15	1	78
			612				261	計	1 005

学番	学校名	所在地	教育用コンピュータ	教育用PC サーバ		校内LAN用 コンピュータ		財務会計 システム用 コンピュータ	台数計
中学校	交								
501	新津第一中学校	新潟市秋葉区新栄町4番1号	53	1		6	35	1	96
502	新津第二中学校	新潟市秋葉区荻島1丁目15番17号	53	1		6	43	1	104
503	新津第五中学校	新潟市秋葉区新津東町2丁目7番29号	52	1		6	27	1	87
504	小合中学校	新潟市秋葉区小戸下組77番地	47	1		6	13	1	68
505	金津中学校	新潟市秋葉区割町10番地2	52	1		6	13	1	73
506	小須戸中学校	新潟市秋葉区横川浜526番地1	52	1		6	22	1	82
	•		309		•		153	計	510

学番	学校名	所在地	教育用コンピュータ	教育用PC サーバ	校内LAN用コンピュータ		財務会計 システム用 コンピュータ	台数計
幼稚園								
501	新津第一幼稚園	新潟市秋葉区新津本町4丁目4番3号	1			5		6
502	新津第二幼稚園	新潟市秋葉区新町2丁目3番3号	1			4		5
503	新津第三幼稚園	新潟市秋葉区山谷町3丁目4785番地	1			6		7
504	結幼稚園	新潟市秋葉区結160番地3	1			6		7
505	市之瀕幼稚園	新潟市秋葉区市之瀬349番地2	1			5		6
506	小合東幼稚園	新潟市秋葉区栗宮41番地1	1			4		5
507	小須戸幼稚園	新潟市秋葉区横川浜527番地1	1			5		6
			7			35	計	42

	校数	台数
小学校	12校	1,005台
中学校	6校	510台
幼稚園	7校	42台
合計	25校	1,557台

## 別紙1-6

## 保守対象校一覧(南区)

平成31年4月1日時点

									1)11 11 11/1/1/
学番	学校名	所在地	教育用コンピュータ	教育用PC サーバ	校内LAN用 サーバ	校内LAN用 コンピュータ	教職員用コンピュータ	財務会計 システム用 コンピュータ	台数計
小学校	Ż								
601	新飯田小学校	新潟市南区新飯田1791番地	40	1		9	12	1	63
602	<b>茨曽根小学校</b>	新潟市南区茨曽根1432番地1	37	1		9	11	1	59
603	庄瀬小学校	新潟市南区菱潟新田193番地	32	1		9	12	1	55
604	小林小学校	新潟市南区浦梨215番地1	52	1		9	13	1	76
605	白根小学校	新潟市南区白根1407番地	53	1		9	28	1	92
606	臼井小学校	新潟市南区臼井4483番地	47	1		9	12	1	70
607	大鷲小学校	新潟市南区東笠巻1202番地	42	1		9	13	1	66
608	根岸小学校	新潟市南区山崎興野2288番地	50	1		9	13	1	74
609	大通小学校	新潟市南区大通南5丁目5426番地	52	1		9	29	1	92
610	味方小学校	新潟市南区吉江370番地	52	1		9	17	1	80
611	月鴻小学校	新潟市南区月潟1410番地	52	1		9	12	1	75
		_	509	_			172	計	802

学番	学校名	所在地	教育用コンピュータ	教育用PC サーバ	校内LAN用 サーバ	校内LAN用 コンピュータ		財務会計 システム用 コンピュータ	台数計
中学校	Ż								
601	白南中学校	新潟市南区茨曽根7619番地	52	1		6	15	1	75
602	白根第一中学校	新潟市南区自根407番地	52	1		6	27	1	87
603	臼井中学校	新潟市南区臼井1425番地	47	1		6	11	1	66
604	白根北中学校	新潟市南区鷲ノ木新田4814番地	52	1		6	24	1	84
605	味方中学校	新潟市南区味方1199番地	52	1		6	13	1	73
606	月鴻中学校	新潟市南区月潟740番地	52	1		6	11	1	71
		_	307				101	計	456

	校数	台数
小学校	11校	802台
中学校	6校	456台
合計	17校	1. 258台

## 保守対象校一覧 (西区)

平成31年4月1日時点

									-471 T D 1.0 W
学番	学校名	所在地	教育用 コンピュータ	教育用PC サーバ	校内LAN用 サーバ	校内LAN用 コンピュータ	教職員用コンピュータ	財務会計 システム用 コンピュータ	台数計
小学村	· 交								
701	小針小学校	新潟市西区小針2丁目36番1号	53	1		9	39	1	103
702	新通小学校	新潟市西区坂井東6丁目18番1号	93	1		9	46	1	150
703	内野小学校	新潟市西区内野山手2丁目18番36号	53	1		9	47	1	111
*	希望が丘分校	新潟市西区五十嵐3の町9952番地(新潟学園内)	17				2	1	20
704	木山小学校	新潟市西区谷内1886番地	32	1		9	11	1	54
705	赤塚小学校	新潟市西区赤塚4478番地	52	1		9	18	1	81
706	小瀬小学校	新潟市西区小瀬637番地	37	1		9	10	1	58
707	笠木小学校	新潟市西区笠木1695番地	32	1		9	9	1	52
708	青山小学校	新潟市西区西有明町4番1号	52	1		9	22	1	85
709	真砂小学校	新潟市西区真砂3丁目24番1号	52	1		9	25	1	88
710	五十嵐小学校	新潟市西区寺尾西4丁目23番1号	53	1		9	40	1	104
711	坂井輪小学校	新潟市西区坂井東1丁目2番1号	53	1		9	32	1	96
712	坂井東小学校	新潟市西区坂井東5丁目17番1号	52	1		9	26	1	89
713	西内野小学校	新潟市西区内野上新町308番地1	53	1		9	34	1	98
714	東青山小学校	新潟市西区青山261番地1	53	1		9	27	1	91
715	大野小学校	新潟市西区大野町3140番地乙	52	1		9	24	1	87
716	黒埼南小学校	新潟市西区木場911番地1	47	1		9	14	1	72
717	山田小学校	新潟市西区山田2781番地2	53	1		9	22	1	86
718	立仏小学校	新潟市西区立仏950番地	52	1		9	20	1	83
	·		941		-		468	計	1, 608

学番	学校名	所在地		教育用PC サーバ	校内LAN用 サーバ	校内LAN用コンピュータ	教職員用コンピュータ	財務会計 システム用 コンピュータ	台数計
中学校	· Ż								
701	坂井輪中学校	新潟市西区寺尾上3丁目1番36号	53	1		6	44	1	105
702	内野中学校	新潟市西区内野西1丁目10番1号	53	1		6	41	1	102
*	希望が丘分校	新潟市西区五十嵐3の町9952番地(新潟学園内)	5				6		11
703	赤塚中学校	新潟市西区赤塚5590番地	47	1		6	16	1	71
704	中野小屋中学校	新潟市西区中野小屋932番地	45	1		6	12	1	65
705	小針中学校	新潟市西区小針1丁目37番1号	96	1		6	53	1	157
706	五十嵐中学校	新潟市西区上新栄町5丁目3番1号	53	1		6	35	1	96
707	小新中学校	新潟市西区小新西3丁目18番1号	55	1		6	24	1	87
708	黒埼中学校	新潟市西区大野町2540番地1	55	1		6	35	1	98
			462				266	計	792

学番	名番   字校名   町仕即		教育用コンピュータ	教育用PC サーバ	校内LAN用 サーバ	校内LAN用 コンピュータ	教職員用コンピュータ	財務会計 システム用 コンピュータ	台数計
幼稚園									
701	西幼稚園	新潟市西区内野上新町11791番地2	1				6		7
								計	7

注1 学番「\*」は、前段の学校に所属する分校 注2 分校は校数に含めていない。

	校数	台数
小学校	18校	1,608台
中学校	8校	792台
幼稚園	1校	7台
合計	27校	2, 407台

## 保守対象校一覧 (西蒲区)

平成31年4月1日時点

								1 /4/401	T) 1 T III 0 W//
学番	学校名	所在地	教育用コンピュータ	教育用PC サーバ	校内LAN用 サーバ	校内LAN用 コンピュータ	教職員用 コンピ・ュータ	財務会計 システム用 コンピュータ	台数計
小学村	小学校								
801	岩室小学校	新潟市西蒲区西長島510番地	47	1		9	13	1	71
802	和納小学校	新潟市西蒲区和納1212番地	52	1		9	16	1	79
803	曽根小学校	新潟市西蒲区曽根750番地	52	1		9	15	1	78
804	鎧郷小学校	新潟市西蒲区天竺堂412番地4	52	1		9	14	1	77
805	升潟小学校	新潟市西蒲区升潟2179番地	35	1		9	12	1	58
806	<b>鴻東小学校</b>	新潟市西蒲区今井1031番地	52	1		9	21	1	84
809	中之口東小学校	新潟市西蒲区小吉1100番地	47	1		9	14	1	72
810	中之口西小学校	新潟市西蒲区打越甲244番地	47	1		9	12	1	70
811	越前小学校	新潟市西蒲区越前浜4670番地	32	1		9	8	1	51
812	松野尾小学校	新潟市西蒲区松野尾690番地	37	1		9	13	1	61
813	巻南小学校	新潟市西蒲区堀山新田1301番地	52	1		9	27	1	90
814	漆山小学校	新潟市西蒲区馬堀4515番地	52	1		9	15	1	78
815	卷北小学校	新潟市西蒲区竹野町163番地	53	1		9	30	1	94
			610				210	計	963

学番	学校名	所在地	教育用コンピュータ	教育用PC サーバ	校内LAN用 サーバ	校内LAN用 コンピュータ	教職員用 コンピュータ	財務会計 システム用 コンピュータ	台数計
中学核	ζ								i
801	岩室中学校	新潟市西蒲区西中1421番地	52	1		6	19	1	79
802	西川中学校	新潟市西蒲区曽根1828番地3	55	1		6	22	1	85
803	<b>鴻東中学校</b>	新潟市西蒲区三方250番地	52	1		6	16	1	76
804	中之口中学校	新潟市西蒲区中之口660番地	52	1		6	17	1	77
805	巻東中学校	新潟市西蒲区潟頭1493番地	52	1		6	24	1	84
806	巻西中学校	新潟市西蒲区仁箇42番地1	52	1		6	25	1	85
			315	-	-		123	計	486

学番			教育用コンピュータ	教育用PC サーバ	校内LAN用 サーバ	校内LAN用 コンピュータ	教職員用コンピュータ	財務会計 システム用 コンピュータ	台数計
特別支	<b>支援学校</b>								
801	西特別支援学校	新潟市西蒲区堀山新田88番地	10		1	6	57	1	75
								計	75

	校数	台数
小学校	13校	963台
中学校	6校	486台
特別支援	1校	75台
合計	20校	1,524台

# 教職員用コンピュータ移設実績表(平成29年度~平成30年度)

## 平成30年度

単位: (台)

	北区	東区	中央区	江南区	秋葉区	南区	西区	西蒲区	合計
4~5月	16	14	51	5	4	5	30	3	128
6月			3						3
9月						1			1
合計	16	14	54	5	4	6	30	3	132

## 平成29年度

単位: (台)

								1 1	
	北区	東区	中央区	江南区	秋葉区	南区	西区	西蒲区	合計
4~5月	16	25	40	10	32	9	24	23	179
6月				1			1		2
8月	2	1	5				2		10
9月						1	1		2
10月		3	3	4	1		3		14
12月									0
1月				1					1
合計	18	29	48	16	33	10	31	23	208

## 保守業務実績件数

各件数は、各保守会社より提出された「保守業務実施報告書」の件数であり、電話対応分も含む。

#### 平成30年度

		北区	東区	中央区	江南区	秋葉区	南区	西区	西蒲区
教育用PC	教育用コンピュータ(先生機, 児童生 徒機) 機器の障害(ディスプレイも含む)	53	32	59	15	25	26	72	83
LANPC (特別)	校内LAN用コンピュータ 図書室等の 特別教室に設置されたコンピュータ	7	2	5	1	3	3	3	10
LANPC(普通)	校内LAN用コンピュータ 普通教室に 設置されたコンピュータ	0	10	21	0	0	1	0	0
メールPC	教務室設置のメール共用コンピュータ の障害	7	11	7	2	2	2	15	12
先生PC	教職員用コンピュータ(ノートPC)の障害	43	94	107	37	54	40	140	89
財務PC	財務会計システム用PC・プリンタ・回線 の障害	0	0	5	0	0	0	0	0
プリンタ	レーサ・ープ・リンタ・インクシ・ェットプ・リンタの障害 (カラーコヒ゜ーシステムは除く)	49	92	74	15	19	19	48	46
カラーコピー	カラーコピーシステムの障害	12	14	7	10	3	0	0	0
LANサーバー	校内LANサーバー 機器の障害	0	0	9	0	1	3	0	0
PCサーバー	PC教室サーバー 機器の障害	8	2	4	7	2	3	1	1
LAN機器	ルータ・ハブ・無線アクセスポイント・無 線カード・ケーブルなどの障害	33	19	19	8	2	13	12	0
周辺機器	プロジェクタ・デジタルカメラ・スキャナなど周辺機器の障害	11	26	37	3	5	13	7	5
UPS	UPSの障害	4	10	10	4	1	7	0	0
LAN設定	LANネットワークの設定に関する障害	0	0	1	1	2	2	1	1
PC設定	PCの設定に関する障害	0	1	3	0	1	1	0	0
その他	上記のどれにもあてはまらないもの	2	14	13	1	9	8	53	32
	合 計	229	327	381	104	129	141	352	279

平成29年度

	合 計	213	334	461	109	145	116	331	234
その他	上記のどれにもあてはまらないもの	2	3	5	3	4	0	40	13
PC設定	PCの設定に関する障害	3	3	3	0	0	1	0	1
LAN設定	LANネットワークの設定に関する障害	3	1	2	0	1	1	1	2
UPS	UPSの障害	0	3	11	1	3	1	0	0
周辺機器	プロジェクタ・デジタルカメラ・スキャナ など周辺機器の障害	4	37	41	0	5	0	27	22
LAN機器	ルータ・ハブ・無線アクセスポイント・無 線カード・ケーブルなどの障害	22	38	44	4	8	5	7	0
PCサーハ*ー	PC教室サーバー 機器の障害	10	9	12	2	6	7	1	1
LANサーバー	校内LANサーバー 機器の障害	0	0	1	5	12	7	0	0
カラーコヒ <sup>°</sup> ー	カラーコピーシステムの障害	14	2	4	4	9	4	0	0
プリンタ	レーザ・ープ・リンタ・インクシ・ェットプ・リンタの障害 (カラーコピーシステムは除く)	21	51	94	24	18	36	54	42
財務PC	財務会計システム用PC・プリンタ・回線 の障害	0	1	2	0	0	0	0	0
先生PC	教職員用コンピュータ(ノートPC)の障害	60	110	103	34	53	32	96	87
メールPC	教務室設置のメール共用コンピュータ の障害	7	6	12	3	5	5	11	8
LANPC(普通)	校内LAN用コンピュータ 普通教室に 設置されたコンピュータ	1	20	50	1	0	0	1	2
LANPC (特別)	校内LAN用コンピュータ 図書室等の 特別教室に設置されたコンピュータ	8	3	8	1	5	6	17	7
教育用PC	教育用コンピュータ(先生機, 児童生 徒機)機器の障害(ディスプレイも含む)	58	47	69	27	16	11	76	49
		北区	東区	中央区	江南区	秋葉区	南区	西区	西蒲区

## 業務委託契約書

新潟市(以下「甲」という。)と〇〇(以下「乙」という。)は、下記の業務について次のとおり契約 を締結する。

1 委託業務の名称及び数量

校内LAN及びコンピュータ等機器保守業務委託(○○区) 一式

2 委託業務の内容及び場所

別紙仕様書のとおり

- 令和元年7月1日 から 令和4年6月30日 まで 3 委託期間
- 4 契約金額 令和元年7月1日 から 令和元年9月30日 まで

委託料	月額 金	円
消費税及び地方消費税額	月額 金	円
· 小 計	月額 金	円
内訳 小学校分	月額 金	円
中学校分	月額 金	円
高等学校·中等教育学校分	月額 金	円
特別支援学校分	月額金	円
幼稚園分	月額 金	円
令和元年10月1日 から 令和4年	年6月30日 まで	
委託料	月額 金	円
消費税及び地方消費税額	月額 金	円

小 計		月額	金	円
内訳	小学校分	月額	金	円
	中学校分	月額	金	円
	高等学校•中等教育学校分	月額	金	円
	特別支援学校分	月額	金	円
	幼稚園分	月額	金	円

なお, 契約総額については別表のとおり

- 金 円 納付 又は 免除 又は ○○○○の保証 5 契約保証金
- 6 特約条項 業務委託契約条項のとおり
- 7 その他 別記のとおり

この契約を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者が記名押印の上各自1通を保有するものとする。 令和元年6月 日 甲 新潟市中央区学校町通1番町602番地1 新潟市 代表者 新潟市長 中原 八一 印  $\angle$ 印

## (別表)

## 委託料の内訳

対象期間	月数	委託料(税込)	うち消費税及び 地方消費税の額
令和元年7月1日~令和元年9月30日	3	円	円
令和元年10月1日~令和2年3月31日	6	円	円
令和2年4月1日~令和3年3月31日	1 2	円	円
令和3年4月1日~令和4年3月31日	1 2	円	円
令和4年4月1日~令和4年6月30日	3	円	円
契約総額	3 6	円	円

## 業務委託契約条項

(目的)

- 第1条 甲は、本業務を乙に委託し、乙はこれを請け負うものとする。
- 2 甲が乙に委託する本業務及び本業務の実施に係る一切の事項は、本契約に定めるもののほか、仕様書及び甲乙協議の上で作成する機器等保守計画書等の関連資料(以下「仕様書等」という。)のとおりとする。なお、本契約の条項と仕様書等に定める事項が重複、抵触、矛盾する場合、又は本契約に規定がなく仕様書等に規定がある場合は、仕様書に定める事項が優先するものとする。

#### (契約保証金)

- 第2条 契約保証金には利息は付さない。
- 2 契約保証金の納付があったときは、甲は乙に保管証書を交付する。
- 3 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行したときは契約保証金を乙に還付する。
- 4 乙は、契約保証金の還付を受けたときは保管証書を甲に返還する。
- 5 乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、契約保証金は甲に帰属する。 免除の場合 新潟市契約規則第34条により、契約保証金は免除する。

#### (権利義務の譲渡の禁止)

第3条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に 供してはならない。

#### (再委託の禁止)

- 第4条 乙は、業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けた ときはこの限りでない。
- 2 乙は,前項ただし書により甲に再委託の承諾を求める場合は,再委託先の名称,所在地,再委託の業務内容,再委託の理由,取り扱う情報,再委託先に対する管理方法等を記載した再委託申請書を甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、第1項ただし書により再委託をする場合は、再委託先の本業務に関する行為について、甲に対して全ての責任を負わなければならない。
- 4 乙は、第1項ただし書により再委託をする場合は、再委託先に秘密保持誓約書を提出させた上で、本 契約で定めた事項を遵守させなければならない。
- 5 乙は、前項により再委託先から提出された秘密保持誓約書を甲に提出しなければならない。

#### (保守の範囲及び機器等の維持管理)

- 第5条 乙は、仕様書に定める保守業務を定期又は随時に行なわなければならない。
- 2 保守業務の範囲は仕様書に定めるとおりとするが、保守業務の運用上、範囲外の作業も一体的に行 う必要がある場合は、甲乙協議の上実施するものとし、仕様書にある範囲外の作業を行った場合の費 用については、甲の負担とする。
- 3 甲は、善良な管理者の注意をもって機器等を維持管理しなければならない。

### (立入調査等)

第6条 甲は、必要と認めるときは業務の実施状況について随時実地調査し、乙に対して所要の報告若し くは資料の提出を求め又は必要な指示をすることができる。

### (一般的損害)

第7条 業務の実施に伴い生じた損害については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害の発生が 甲の責めに帰すべき事由による場合はこの限りでない。

#### (第三者に及ぼした損害)

- 第8条 業務の実施に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、乙は甲に速やかに報告するものとし、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。
- 2 前項の場合,その他の業務について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理、解決に当たるものとする。

#### (履行届書の提出)

第9条 乙は、毎月5日までに遅滞なく、甲の指定する様式により前月の業務の成果に関する報告書(以下「履行届書」という。)を甲に提出しなければならない。

#### (検査)

- 第10条 甲は、履行届書を受理したときは、その日から10日以内に業務の成果について、乙の立会いを求めて、検査を行うものとし、乙が立ち会わないときは、乙の立会いを得ずにこれを行うことができる。
- 2 乙は、業務の成果が前項の検査に合格しなかったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれ を補正しなければならない。この場合においては前条及び前項の定めを準用する。
- 3 第1項(前項後段において準用する場合を含む)の検査及び前項の補正に要する費用はすべて乙の負担とする。

#### (委託料の支払)

- 第11条 乙は、検査に合格したときは委託料の支払請求書を甲に提出する。
- 2 甲は、前項の請求書を受理したときは、その日から30日以内に委託料を乙に支払うものとする。
- 3 乙は、甲の責めに帰すべき事由により、前項に規定する期間内に請求金額を支払わなかったときは、 当該請求金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定に より財務大臣が決定する率を乗じて得た額の遅延利息を請求することができる。

#### (契約の変更)

- 第12条 甲は、必要と認めるときは、仕様書等の変更の内容を乙に通知して、仕様書等の内容を変更し、 又は契約の履行を中止させることができる。
- 2 前項の場合において、契約金額、履行期限その他の契約内容を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、文書をもって定めるものとする。

#### (甲の解除権)

- 第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。
  - (1) 契約の締結又は履行について、不正があった場合
  - (2) 履行期限までに契約を履行しない場合又は履行の見込みがないと認められる場合
  - (3) 正当な事由がないのに定められた期日までに契約の履行に着手しない場合
  - (4) 契約の相手方又はその代理人、支配人その他の使用人が甲の職員の監督又は検査に際してその職務の執行又は指示を拒み、妨げ、又は忌避した場合
  - (5) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格その他の契約の相手方として必要な資格を失った場合
  - (6) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えた場合
  - (7) 役員等(乙が個人である場合はその者を,乙が法人である場合はその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であると認められる場合

- (8) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる場合
- (9) 役員等が自己,自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって,暴力団又は暴力団員を利用したと認められる場合
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宣を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる場合
- (11) 乙がこの契約に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が 第7号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、その相手方と契約を締結したと認めら れる場合
- (12) 乙がこの契約に関して第7号から第10号までのいずれかに該当する者を、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)であって、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- (13) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められる場合
- 2 甲は、前項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。
- 3 乙は,第1項の規定による契約の解除により損害を受けた場合は、甲に対してその損失の補償を求めることができない。

#### (長期継続契約における契約の変更又は解除)

第13条の2 甲は、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において、この契約に係る 歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。

## (談合その他不正行為による解除)

- 第14条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。
  - (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令、独占 禁止法第62条第1項に規定する納付命令が確定したとき(独占禁止法第77条第1項の規定により 当該処分の取消しの訴えが提起された場合を除く。)
  - (2) 乙が独占禁止法第77条第1項の規定により前号の処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて棄却又は却下の判決が確定した場合
  - (3) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について刑法(明治40年法律第45号) 第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定した場合
- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合は、甲に対してその損失の補償を求めることができない。

#### (解除に伴う措置)

- 第15条 甲が第13条第1項及び第14条第1項の規定により契約を解除した場合、乙は、契約金額の 10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。なお、この 委託業務が完了した後も同様とする。
- 2 前項の場合において、本契約の締結にあたり契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の違約金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

## (賠償額の予定)

第16条 乙は、この契約に関して第14条第1項各号のいずれかに該当するときは、業務の履行の前後及 び甲が契約を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10分の2に相当する額の賠償金を支払わなけ ればならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、賠償金の支払を免除する。なお、この 委託業務が完了した後も同様とする。

- (1) 第14条第1項第1号及び第2号に掲げる場合において、処分の対象となる行為が、独占禁止法第 2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項 で規定する不当廉売に該当する場合その他甲が特に認めるとき。
- (2) 第14条第1項第3号に掲げる場合において、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の賠償金の額を超える場合において、その超える分につき 甲が乙に請求することを妨げるものではない。
- 3 前2項の場合において、乙が共同企業体、コンソーシアム等であり、既に解散されているときは、甲は、 乙の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合におい て、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前2項の額を甲に支払わなければな らない。

#### (天災による履行不能)

第17条 天災その他不可抗力によって業務上の損害が認められる場合において、乙が善良なる管理者としての注意義務を怠らなかったと認められるときは、甲はその損害の全部又は一部を負担するものとする。その負担額は、甲乙協議の上定める。

#### (乙の解除権)

- 第18条 乙は、甲の責めに帰すべき事由又は災害その他のやむを得ない事由により契約の履行をすることができなくなったときは、甲に当該契約の変更若しくは解除又は当該契約の履行の中止の申出をすることができる。
- 2 甲は、前項の規定による申出があったときは、契約を変更し、若しくは解除し、又は契約の履行を中止することができる。
- 3 乙は、甲の責めに帰すべき事由による契約の解除によって損害が生じたときは、甲に損害賠償の請求 をすることができる。

#### (危険負担)

第19条 業務を開始する前に生じた損害は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙の負担とする。

#### (秘密の厳守)

第20条 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は 解除された後も同様とする。

## (個人情報の保護)

第21条 乙は、この契約による業務を履行するための個人情報(個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。)がある場合は、その保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び新潟市個人情報保護条例(平成13年新潟市条例第4号)を遵守するとともに、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、個人の権利及び利益を侵害することがないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

## (費用の負担)

第22条 この契約の締結に要する一切の費用は乙の負担とする。

### (法令の遵守)

第23条 この契約の履行に関して、甲乙は、新潟市契約規則(昭和59年新潟市規則第24号)及び労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働関係調整法(昭和21年法律第25号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例(平成27年新潟

市条例第49号)その他関係法令を遵守するものとする。なお、乙は、関係監督機関から処分又は指導等を受けた場合は、速やかに書面により甲に報告しなければならない。

#### (暴力団等からの不当介入等に対する措置)

- 第24条 乙は、この契約の履行に当たり暴力団又は暴力団員から不当な介入(契約の適正な履行を妨げることをいう。)又は不当な要求(事実関係及び社会通念に照らして合理的な事由が認められない不当又は違法な要求をいう。)(以下これらを「不当介入等」という。)を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに警察に届け出なければならない。
- 2 甲は、乙が不当介入等を受けたことによりこの契約の履行について遅延が発生するおそれがあると認めるときは、甲乙協議の上、履行期限の延長その他の措置をとるものとする。

#### (合意管轄裁判所)

第25条 この契約にかかる訴訟については、甲の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

#### (疑義等の決定)

第26条 この契約について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上 決定するものとする。

## 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報(個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、本契約による業務を実施するに当たっては、新潟市個人情報保護条例その他個人の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、本契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。本契約が 終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3条 乙は、本契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するため に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4条 乙は、本契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5条 乙は、甲の指示がある場合を除き、本契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の 目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、本契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、本契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を 除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還当)

第8条 乙は、本契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成 した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、 甲が別に指示したときは、その指示に従わなければならない。

(従事者への周知)

第9条 乙は、本契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

(実地調査)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、乙が本契約による業務の実施に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(事故報告)

第11条 乙は、本契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲 に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(指示)

第12条 甲は、乙が本契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取り扱いが不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除及び損害賠償)

第13条 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。